

鳥取県良田平田遺跡の 出土文字資料

はじめに 鳥取県鳥取市の良田平田遺跡は、湖山池南岸から300mほどの小開析谷にある、弥生時代から中世までの複合遺跡である。一般国道9号（鳥取西道路）の改築工事ともない、2011年度から2012年度にかけて、(財)鳥取県教育文化財団が、約6,200㎡の発掘調査をおこなった。

これらの調査で、木簡19点、墨書土器169点が出土した。都城発掘調査部史料研究室は、同財団の依頼をうけ、木簡の保存処理、墨書土器を含めた出土文字資料の釈文の確定、当該資料群の歴史的意義をあきらかにすることを目的とした同財団との受託研究を、2年次にわたり実施してきた（鳥取県鳥取市良田平田遺跡出土木簡の保存処理等の総合的研究・平成24年度、鳥取県鳥取市良田平田遺跡他2遺跡出土文字資料の保存処理等の総合的研究・平成25年度）。以下、受託研究の成果の一部を、保存処理後に新たに判明した知見を中心に報告する¹⁾。

出土文字資料の概要 木簡は、2011年度調査区から12点、2012年度調査区から7点出土した。古代の木簡は、文書木簡のほか、「磨磨国播国」と播磨国を想像させる習書、「斗三升一合」「九升四合」など米などの物品の数量を記したとみられる木簡の断片などが知られる。このほか、因幡国高草郡刑部郷の戸主刑部某以下の人名を記した歴名木簡は、9世紀後半頃の国郡支配を考える上で特筆すべき資料といえる。また、2012年度に3点出土した中世木簡には、「元応元年」（1319）の年号を記す用途不明の木簡の断片があり、遺跡周辺が、鎌倉時代末期までの長期間、拠点施設として機能していたことを示す。

墨書土器は、2011年度調査区から152点、2012年度調査区から17点出土した。「門」「門宅」「門上」など門の字を用いたものが多く、「大内」なども目立つ。「高郡」は高草郡の略か。なお、「荒田大内」「荒田」と記した墨書土器は、遺跡のある良田の地が1871年の改称以前に荒田村と称されていたこととかかわり、当該地名が古代までさかのぼることを示し注目される。

令前の木簡 7世紀末から8世紀初頭頃までの木簡が2点出土している。木簡1は、上端・左右両辺削り、下端折れ。「午時」の下数文字分は表面が剥離して失われ

ている。スギ・柾目²⁾。保存処理により、読みを進め確定することができた。「某の（御）前に（謹みて）白す」の書式で書き出す、いわゆる前白木簡。この書式は、大宝令の施行により解・辞・牒など上申文書の様式が整えられる前の、7世紀末を中心とした時代に多用されたもので、口頭伝達を文書化したものと理解されている。

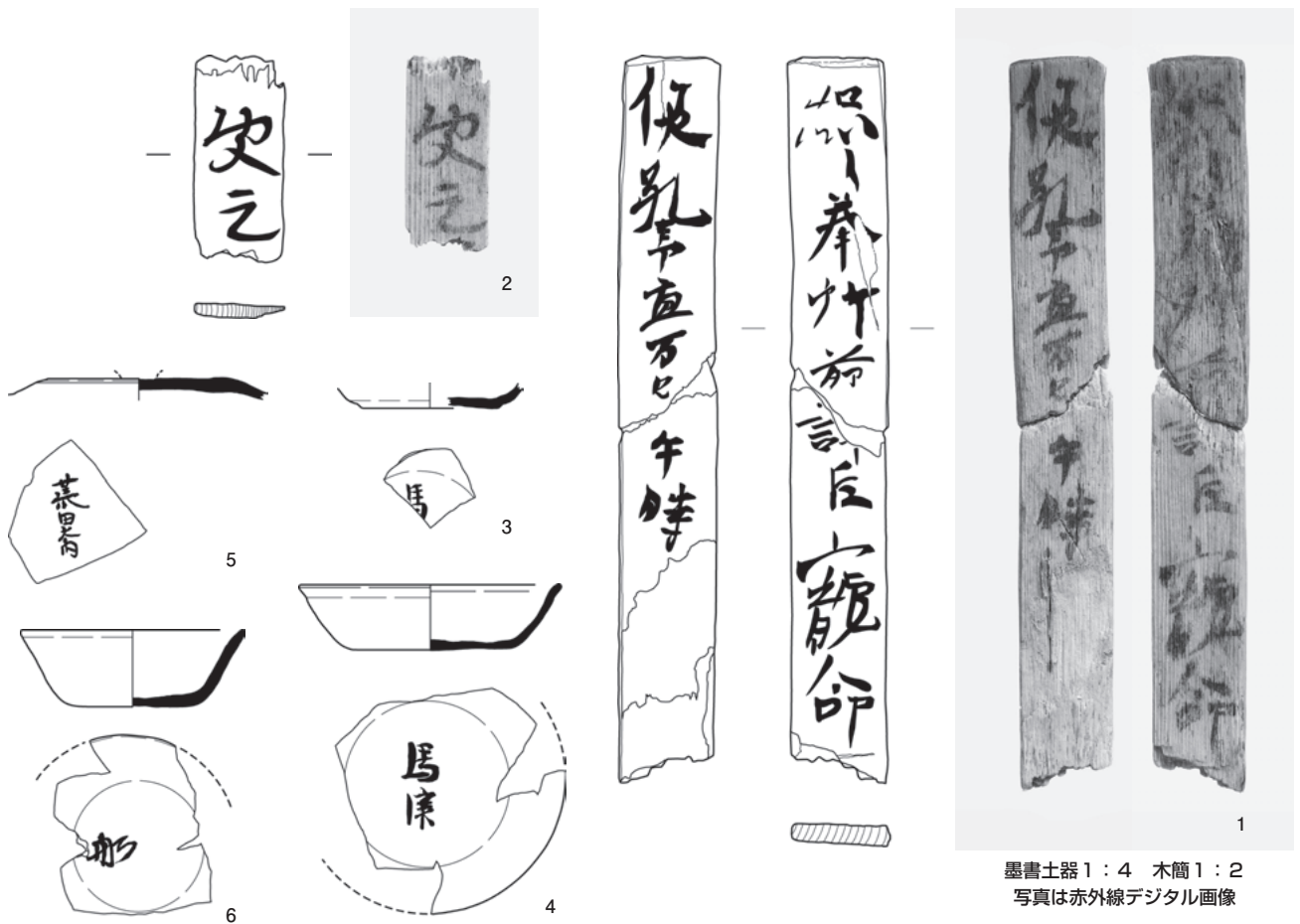
「恐々奉御前謹白」は、「恐々受賜申大夫前」（『藤原宮木簡一』11号）に類似の表現がみえる。「奉」は「受賜」に対応し、「うけたまわり」と読む（なお、「恐々奉御前謹白」は、日本語の語順に忠実な表記といえ、この例から逆に、藤原宮木簡11号は漢文の語順通りに転倒させて「大夫の前に申す」と読むべきことがあきらかになる）。「寵命」は、前白木簡に多用される語で、「寵命坐」として「上級者の命令をお伺いして」程度の意味か。要件、品目などが続く場合もある。類例は、奈良県藤原宮跡出土木簡（8号）、奈良県飛鳥京跡苑池遺構出土木簡（4号）、埼玉県小敷田遺跡出土木簡（1号）、滋賀県西河原森ノ内遺跡出土木簡（11号）に知られるほか、平城宮跡出土木簡に「寵大命」とする削屑がある（『平城宮木簡七』11367号）。地方木簡としては3例目となる。

裏面の記載は使者と時刻。孔王部氏の姓は、連・造・首、及び無姓で、直姓の事例は知られていないため、「直万呂」が名であろう。「午時」は類例からみて発信時刻か。午時は昼の12時を中心とした前後2時間をいうが、あるいは、「お昼頃」程度の使われ方かもしれない。

木簡2は、上下両端折れ、左右両辺削り、スギ・柾目。「皮」の字体は、7世紀木簡のそれに類似する。万葉仮名を記したものであろう。この木簡と共伴した土器の年代観からも、7世紀末から8世紀初頭までに属するものである可能性がある。なお、木簡2は、木簡1と直接は接続しないが、法量、材質、木目、字体が酷似している。ただし、厚みの状況がやや異なる。

前白木簡の意義 令前の因幡国において、「御前」に上申する書式を用いられる高位の人物がいた。このことは間違いない。口頭伝達に補完されるため、日付が記されることが少ない前白木簡に、時刻が記されることをどのように考えるか。この点は、木簡の作成から廃棄にいたる過程や、遺跡の性格を考える上で、重要な手がかりを秘めているように思われる。

想像をたくましくすれば、木簡出土地は、午時に記し



墨書土器 1 : 4 木簡 1 : 2
写真は赤外線デジタル画像

図 1-75 良田平田遺跡出土木簡・墨書土器

た前白木簡を携えた使者が、その日のうちに口頭で内容を伝え、後に廃棄された場所である。その場所は、高草郡古海郷にあったとされる郡衙より下位の公的施設であろう。遺跡の立地と、「馬津」「馬」「船」などの墨書土器は、湖山池を利用した水運に関わる拠点施設の存在を推測させるところである。さらに南の山寄りに推定されている同郡の山陰道敷見駅（延喜式因幡国駅馬条）を含め、周辺の交通路との関係は留意すべきであろう。ここでいう高位の人物は、国宰（国司）や中央から派遣された官使などが候補となる。木簡 1 は、国内を移動する官人が、文書を受け取るなど、様々な便益を供される際の拠点施設が、令前の因幡国にすでに存在していたことを示唆するものといえる。

結び 木簡 1 は、現在のところ鳥取県から出土した最古の木簡であるとともに、確実な文書木簡として中国地方最古で、因幡の古代史を考える上で極めて貴重な資料である。地方遺跡から出土する 7 世紀木簡は、帳簿が多くいわゆる文書木簡に乏しい傾向があるなか、7 世紀末から 8 世紀初頭頃までの地方における文書行政の実態がうかがわれる資料として注目される³⁾。

(山本 崇・高尾浩司／(公財)鳥取県教育文化財団・藤井裕之／客員研究員)

6	5	4	3	2	1	釈文
船	荒田大内	馬津	馬	皮之□	・「恐々奉御前□白寵命」 ・「使孔王部直万呂午時」	
(須恵器杯・底外)	(須恵器蓋・内)	(須恵器杯・底外)	(須恵器杯・底外)	(5) × 23 × 4.081	(187) × 24 × 6.019	

註

- 1) 保存処理前における木簡の概要は、高尾浩司「鳥取県鳥取市良田平田遺跡出土木簡」(『考古学ジャーナル』第646号、2013年)に示されており、釈文は、高尾浩司「鳥取・良田平田遺跡」(『木簡研究』第35号、2013年)を参照。
- 2) 木簡の樹種は、藤井の同定及び判別によるもので、木簡 1 は、解剖学的観点からの樹種同定を実施した。
- 3) 本遺跡の正報告書は、鳥取県教育委員会『良田平田遺跡——一般国道 9 号(鳥取西道路)の改築に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書XIV』2014年刊行予定。なお、釈読にあたり、史料研究室の研究員のほか、国立歴史民俗博物館の平川南氏、武井紀子氏(いずれも当時)のご教示を得た。